

評価シート（1）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績																																
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>中期計画の初年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立に着手するとともに、併せて経営管理の充実に着手する。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制の確立に着手する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務体制の確立 ・平成17年10月1日発足時の組織 役員の体制は、理事長、理事1名（非常勤）、監事2名（非常勤）の必要最小限の体制とし、全て民間出身者が任命された。 業務の体制は、「施設の譲渡業務部門」として施設譲渡の企画・開発を行う施設第1部、施設譲渡の入札・売却を行う施設第2部を設置し、全て民間から施設譲渡業務の専門職員を採用した。 また、「法人の総務及び売却までの施設管理部門」として総務部、管理部を設置し、4部体制（職員23人）でスタートした。</p> <p>・平成17年12月1日施設譲渡業務部門の見直し 「施設の譲渡業務部門」のより一層の推進体制の強化（譲渡企画部門の確立、所掌の明確化）のため、「施設第1部」・「施設第2部」の2部体制を見直し、新たに「企画部」・「施設部」・「業務推進部」の3部体制とした。 施設譲渡業務は、全国を3つの地区にグループ分けして業務展開を進めることとした。 また、上記の体制見直しに合わせ、より機動的・効率的な業務運営を行う観点から東京にサテライトオフィスを開設、施設譲渡の実務を担当する人員を中心に配置した。 なお、中心的な機能を存続することを売却条件としている施設については、特別施設グループの担当としている。</p> <p>・平成18年3月31日現在の職員数 総務部 8人 企画部 8人（全員専門職） 施設部 9人（全員専門職） 業務推進部 4人（全員専門職） 管理部 6人（うち専門職1人）計 35人</p> <p>【主な出身職種】</p> <table border="1" data-bbox="2050 1396 2626 1522"> <thead> <tr> <th>出身職種</th> <th>人数</th> <th>出身職種</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関</td> <td>12名</td> <td>法律事務所</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>不動産会社</td> <td>4名</td> <td>税務コンサル</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>建設会社</td> <td>5名</td> <td>医療コンサル</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資格取得者の状況】</p> <table border="1" data-bbox="2050 1581 2783 1705"> <thead> <tr> <th>資格種別</th> <th>人数</th> <th>資格種別</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地建物取引主任者</td> <td>9名</td> <td>測量士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士</td> <td>1名</td> <td>土地区画整理士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>一級建築士</td> <td>1名</td> <td>不動産コンサルティング技能資格</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 今後、業務の進展に伴い40人を上限として必要な職員の確保を図っていくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">< 添付資料 2 ></p>	出身職種	人数	出身職種	人数	金融機関	12名	法律事務所	1名	不動産会社	4名	税務コンサル	1名	建設会社	5名	医療コンサル	1名	資格種別	人数	資格種別	人数	宅地建物取引主任者	9名	測量士	1名	不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	1名	一級建築士	1名	不動産コンサルティング技能資格	1名
出身職種	人数	出身職種	人数																																
金融機関	12名	法律事務所	1名																																
不動産会社	4名	税務コンサル	1名																																
建設会社	5名	医療コンサル	1名																																
資格種別	人数	資格種別	人数																																
宅地建物取引主任者	9名	測量士	1名																																
不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	1名																																
一級建築士	1名	不動産コンサルティング技能資格	1名																																

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続き等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続き等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(1) 効率的な業務運営のための外部委託の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設譲渡計画の策定のための総合アドバイザー業務等の委託 総合アドバイザー業務（不動産調査業務を含む。）を三井不動産に、事業デューデリジェンス業務を山田&パートナーズ及び山田ビジネスコンサルティングに業務委託した。（第2 4(1)に後述） 不動産売却業務の一部（入札物件情報の作成、入札案内の作成等）を三菱地所に業務委託した。 <p>(2) 施設の運営委託</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の運営委託は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人へ、社会保険庁が契約していた内容と基本的に同様の内容で委託した。 具体的契約先 <ul style="list-style-type: none"> (財) 厚生年金事業振興団、(財) 社会保険健康事業財団、(社) 全国社会保険協会連合会、(社) 全国国民年金福祉協会連合会、(財) 社会保険協会、(財) 船員保険会、(財) 各都道府県社会保険協会、(財) 各都道府県国民年金福祉協会 <p style="text-align: right;">＜添付資料 3＞</p>

評価の視点	自己評定	S	評定	S
<ul style="list-style-type: none"> 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。 業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年間の有期限の組織であり、民間からの職員採用については極めて困難を伴ったが、施設譲渡の実務を担当する企画・開発ならびに入札・売却を行う部門には全て民間から専門職員を採用するなど民間の専門的知見を最大限活用した組織編成を行うことができた。 業務の進捗に即した組織の見直しを行い、広範な買受需要をより機動的・効率的に開拓するため東京にサテライトオフィスを開設し施設譲渡の実務を担当する人員を中心に配置する等、業務推進に向けた体制整備を機動的に行った。 また、新たなビジネスモデルの構築も視野に入れ、施設譲渡計画策定のための総合アドバイザー業務および事業デューデリジェンス業務の外部委託を行うとともに、不動産売却業務についても外部委託を行った。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 極めて短期間に民間の経験者を集め、組織をスタートさせたことは特筆に値する。 5年間の活動のベースとなる活動であり、体制整備の適否は極めて重要と考える。特に前例のない分野において、今後の展開上必要な外部戦力の活用に向けたことは大いに評価できる。 限られた期間の中で、最大限の対応をしている。 大変効率的な運営をされており、立ち上がり体制としては、充分評価できる。 ほぼ、目標を上回る実績を上げていると考えられる。特に体制整備は、現状置かれている条件からすると望ましい体制ができたと考えられる。 新しいビジネスモデルの構築についての努力も充分行われている。 テストマーケティングの実績を見ると、十分な専門能力を持つ人材を確保できたか不明であるが、人材を得る環境が難しくなっていることを勘案すると評価できる。 業務管理体制の確立に向け、12月には組織再編を行い効率的な業務が行える体制作りを行ったといえ、年度計画を達成したことは評価できる。また、外部委託等についても、委託先の選定を着実に進めているなど年度計画を達成している。しかし、成果を測る状況には至っておらず、“大幅に上回っている”との評価までには至らない。 	

評価シート（2）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>2 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底を図ること。</p>	<p>2 業務管理の充実 (1) 業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(2) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実 (1) 機構設立の際、国から出資を受ける資産並びに承継する権利及び義務に係る情報等について、中期目標期間の機構の業務に支障を来さぬよう適切に整理を行い、当該情報等の管理体制の確立を図る。</p> <p>(2) 業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(3) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実 (1) ① 国から出資を受けた資産等に関する情報等の管理については、紙で受けたものについては、 (i) 機構本部において国有財産台帳の写、境界確定資料等主に施設の管理及び譲渡に必要な資料の整理及び管理を、 (ii) サテライトオフィスにおいて鑑定評価書等主に施設の譲渡に必要な資料の管理を、 (iii) 外部委託倉庫において建築設計図書等の大量の資料の管理をそれぞれ行っている。 また、このうち、国有財産台帳の写等についてはPDFファイル化し、機構本部とサテライトオフィスのどちらでも容易に閲覧・複写できるよう工夫している。また、これらの情報のうち、活用頻度が高い情報については、データベースに集約管理を行い、効率的な活用を可能としている。 ② 物品等の情報については、国から電子ファイルによって引き継いだところであるが、大量の情報であり、かつ、廃棄等の状態の変化を伴うため、その経過をも管理する必要があることから、これについても情報管理に適したデータベース化を行い、これにより管理している。 なお、物品等の異動については、実際に物品等を使用している運営委託先が当機構の承認を得たうえで実施する運用としている。 また、機構設立後に実施している土地、建物の登記に関する登記済証（申請先法務局がオンライン申請庁の場合は登記簿謄本）についてもPDFファイル化し、効率的に閲覧・複写できるよう工夫している。</p> <p>(2) 業務の進捗に関しては、幹部会（2回／月開催、構成員：理事長、理事、審議役、部長および総務課長）および役員会（1回／月開催、構成員：理事長、理事、監事〈オブザーバー〉）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する毎朝開催の業務打ち合わせ会（参加者：理事長、審議役、施設部・業務推進部・企画部所属員全員、管理部長、総務課長等）においても適宜状況報告及び意見交換を行っている。</p> <p>(3) 機構の業務遂行における事業リスクには、①施設等の不動産所有に伴うもの（稼動中、廃止済）、②稼動施設の運営委託に伴うもの、及び③売却業務に伴うもの（施設営業や従業員への配慮、地元地方公共団体の動向、入札の公平性確保、入札参加者の適格性等）があるが、これら多様な事業リスクに関しては毎朝開催する業務打合せでその対応につき全員で議論を行い、その結果に基づき所管部署がその対応を行っている。 特に施設売却の過程において発生する様々なリスクに対応するために特別顧問を2名設置し、その任に当たっている。</p>

評価の視点	自己評定	S	評 定	A
<p>・国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。</p> <p>・業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。</p> <p>・業務遂行において生じる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・国から出資を受けた資産等に関する情報等の管理については、情報の内容及びその媒体の性質並びに活用頻度等を考慮し、保管場所の設定、データベース化、PDFファイル化等の措置を講じることにより適切な管理体制を確立した。更に、権利義務関係及び支障情報の有無につき総合アドバイザーによる不動産デューデリジェンスを通じて悉皆的な調査を行った。また、機構への出資以降の資産の移動情報等の管理についても、併せて行った。</p> <p>・原則として毎月第2・4水曜日に開催する幹部会および毎月第4水曜日に開催する役員会に主たる業務の進捗状況を定期的に報告・協議するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打合せにおいても適宜状況報告を行うことにより、業務の進捗管理を行った。</p> <p>・機構の業務遂行における事業リスクには、施設等の不動産所有に伴うもの、運営委託に伴うもの、及び売却業務に伴うものがあるが、これらの多様なリスクについては毎朝開催する業務打合せにおいて議論のうえ対応方針を決め担当部署がその対応に当たるとともに、当該事項については参加者全員で情報共有化を図っている。施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対応するため特別顧問を2名設置した。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 立ち上がりとしては、ほぼ考えられる水準の業務体制の構築を行ったと考えられる。</p> <p>○ 業務管理体制についても充分努力の跡が見られる。</p> <p>○ 計画的推進の体制づくりにあたり、理事長自らが業務打合せを主催するなど積極的な努力が見られる。</p> <p>○ 出資財産等について、効率良く電子ファイル化が実現し、DB集約管理が可能となったことは高く評価できる。</p> <p>○ 事業リスクに対する対応としては、事前の対応と事後的対応があるが、業務開始からの期間が短く、事後的対応の事例がないと考えられるため評価が難しい面はあるが、時間の制約の中で最大限の対応をしている。</p> <p>○ 実施したことの内容が不明なのでその適正評価ができないが、形式的には計画を達成している。</p> <p>○ 具体的な肉付けなど、今後の展開に大いに期待したい。</p>	

評価シート（3）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。</p> <p>（2）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減する。</p> <p>（2）業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>（3）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、機構設立に伴う初度経費についても、必要最小限の経費のみの執行に留める。</p> <p>（2）業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、機構の設立にあたり、機構事務室改修工事、パソコン機器導入、事務机等備品購入等の初度経費について、一般競争入札による調達を行うなど、必要最小限の経費の執行に努めた。</p> <p>（2）一般競争入札方式、指名競争入札方式、公募プロポーザル方式、随意契約など、業務の特性に応じた方法により業務経費の効率的な執行に努めた。</p> <p>（3）常勤職員数の抑制について 常勤職員数の抑制については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月27日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人員削減を行うこととしている。（平成17年度の削減数は「0」）</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
	<p>・一般管理費（人件費を除く。）の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。</p> <p>・業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、機構設立にあたり一般競争入札による調達を行うなど、必要最小限の経費の執行に努め、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みを進め、機構立ち上げ経費も含め予算内での運営を行なった。 業務経費については、業務の特性に応じた各種契約方法を取り入れ、費用対効果を踏まえた効率的な執行に努めた。 		

評価シート（４）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 各施設の経営状況等の把握 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を把握する。</p> <p>2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 各施設の経営状況等の把握 事業の継続・施設従業員の雇用への配慮の観点から、国有財産の売却業務における新たなビジネスモデルを構築することを志向し、17年度においては主としてそのための準備作業を行った。具体的には譲渡業務促進のためのアドバイス業務、情報提供を求めため総合アドバイザーを設置し、全施設を対象に施設の現況調査ならびに今後のバリューアップの可能性を把握すべく事業調査、不動産調査を実施した。（一部施設は平成18年4月に実施） この調査を踏まえ、今後の経営改善に向けた提言の策定、緊急を要する修繕事項への対応を行っていくとともに個別施設毎の譲渡方針を策定し、5年間の具体的な譲渡計画を策定していく予定である。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料 4＞</p> <p>2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 平成17年11月8日付けにて年金福祉施設等が所在するすべての地方公共団体等に対して機構が行う譲渡業務の内容について関係書類等の送付を行った。その後個別対応として地方公共団体よりの要請があった場合等には、現地に赴き面談の上で説明を行った。</p>

評価の視点	自己評定	S	評定	A
<p>・中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。</p> <p>・年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行ったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・事業の継続・施設従業員の雇用への配慮の観点から、国有財産の売却業務における新たなビジネスモデルを構築することを志向し、17年度においては主としてそのための準備作業を行った。具体的には多様な譲渡方法を通じた施設譲渡促進のためのアドバイス、情報提供を求めため総合アドバイザーを設置し、全施設を対象に施設の現況ならびに今後のバリューアップの可能性を把握すべく事業調査、不動産調査を実施し（一部施設は平成18年4月に実施）、施設の経営実態や緊急を要する修繕事項等の把握を行った。</p> <p>・平成17年11月8日付けにて年金福祉施設等が所在するすべての地方公共団体等に対して機構が行う譲渡業務の内容について関係書類等の送付を行った。その後、地方公共団体から要請があった場合等には、個別対応として現地訪問のうえ面談し十分な説明を行った。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 基盤づくりは一応できたと評価できる。</p> <p>○ 各施設の経営状況の把握、地方公共団体への説明等、十分な対応をしている。</p> <p>○ 立ち上げとしては、外部コンサルをうまく使いながらほぼ当初目標通りの各施設の状況把握を行っている。</p> <p>○ キャッシュフロー改善のために固定資産税の軽減等の働きかけを今後も行っていくことを期待する。</p> <p>○ 全施設を対象に現況調査を開始したことは評価できる。しかし平成18年4月に一部がずれ込んだことから、17年度の計画を上回る成果を上げたとは評価しにくい。</p>	

評価シート（５）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績																		
<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。</p> <p>（１）譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。</p> <p>また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>（２）契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p>	<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。</p> <p>（１）譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。</p> <p>③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p> <p>（２）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図る。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。</p> <p>（１）譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 本年度における譲渡施設は、別表に定めるものとする。</p> <p>② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p> <p>（２）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金福祉施設等の譲渡にあたっては、官業から民業への橋渡しというコンセプトを掲げ極力現在の事業を継続していくことを前提に検討を進めた。そのために、民間事業として継続する可能性を可能な限り追求する、そして雇用に配慮しうる譲渡形態を目指す、との方向性を明確にし委託先公益法人に協力を求めた。また、地銀協、第二地銀協の会議においても上記の機構の方針を説明し買受先などの情報提供を依頼した。 平成17年度は下記の物件を中心として譲渡・売却を行った。 ①社会保険庁時代に既に閉鎖済となった施設 ②社会保険庁時代に福祉施設を建設するために購入済の土地 譲渡方法としては、全て個別物件毎の一般競争入札による売却とした。</p> <p>施設の譲渡にあたっては、不動産売買契約書において所有権移転の日から5年間公序良俗に反する用に供することを禁止している。なお、譲渡後の施設の用途については、18年度以降は公序良俗に反する使用等が行われていないか譲渡済物件の状況を定期的にチェックする体制とすることとしている。</p> <p>（１）譲渡施設の選定及び譲渡時期 平成17年度の売却実績を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの年度別譲渡施設数の計画を以下のとおりとした。</p> <table border="1" data-bbox="1982 877 2516 968"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>72</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>57</td> <td>309</td> </tr> <tr> <td>物件数</td> <td>84</td> <td>147</td> <td>147</td> <td>94</td> <td>472</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 別表記載のうち、平成17年度中に20物件につき入札を実施し、うち9物件は落札され、残り11物件については不落・不成立となった。（落札物件のうち1物件については売却代金入金時期により、決算ベースでは18年度に計上） 17年度譲渡施設は、事業を運営していない施設が中心であり、雇用の問題もないことから出資価格に基づいて予定価格を設定し、いわば市場の反応を見るテストマーケティングとして実施したものの。</p> <p>② 個別に売却スケジュールを策定し、所定事項の官報公告掲載後、売却活動を開始することを励行。今期売却施設は「日田社会保険健康センター」を除き、廃止済み施設であったが、同施設については清算業務等の関連を考慮して引渡スケジュールを調整した。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料 5＞</p> <p>（２）契約方法 ①② 今期売却予定物件の全てを一般競争入札にて対応。</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	合計	施設数	72	90	90	57	309	物件数	84	147	147	94	472
	18年度	19年度	20年度	21年度	合計																
施設数	72	90	90	57	309																
物件数	84	147	147	94	472																

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。</p>	<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用に依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>	<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用に依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>	<p>(3) 譲渡条件 17年度下期譲渡対象施設なし。</p> <p>(4) 譲渡価格 施設譲渡に係る一般競争入札に当たっては、事前に予定価格検討会議を開催のうえ、出資時の不動産鑑定評価額に基づき売却予定価格を設定した。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 今期引渡済み物件は全て、引渡日迄の決済金振込により対価を受領。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 17年度下期譲渡対象施設なし。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 平成17年度の譲渡施設は、社会保険庁時代に既に廃止された施設が中心であり、営業継続しているなかでの譲渡となった「日田社会保険健康センター」については施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用に依頼し一部再雇用を図ることができた 国が作成した雇用への配慮に関するスキームに基づき、施設の廃止に伴って、厚生労働省職業安定局へ情報提供を行った。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料 6＞</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 ・全ての地方公共団体への対応としては、平成17年11月8日付けにて年金福祉施設等が所在するすべての地方公共団体等に対して機構が行う譲渡業務の内容について関係書類等の送付を行うとともに併せて地方公共団体の意向についてアンケート調査を行った。 ・その後個別には、地方公共団体よりの要請があった場合や機構が地方公共団体の協力が不可欠と考えた場合等には、個別に面談を行った。 ・また、その結果について必要と思われる情報は買受希望者へ適切に開示を行った。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>・年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。</p> <p>・年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。</p> <p>・年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。（後掲）</p> <p>・各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。</p> <p>・譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。広告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用への配慮が十分であったか。</p> <p>・施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。</p> <p>・入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。</p> <p>・一定期間施設の中心機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件により譲渡を行ったか。</p> <p>・譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準（一定期間の用途、中心機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等）は妥当であったか。</p> <p>・施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。</p> <p>・施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）であったか。</p> <p>・施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。</p> <p>・老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされたか。</p> <p>・施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。</p> <p>・施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。</p> <p>・上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされたか。</p> <p>・施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行ったか。</p> <p>・また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・平成17年度終了時には、当該年度の落札状況や施設売却に係る市場調査を踏まえて平成18年度から最低売却価格を公表する入札方式を実施することとした</p> <p>・平成17年度譲渡施設等は、廃止施設であり多様な譲渡方法の検討は行っていない。18年度以降の譲渡予定施設に関しては不動産デューデリジェンス等を踏まえ具体的な譲渡方法を策定中である。</p> <p>・年度譲渡予定施設のうち11件の不落・不成立により当初予算を下回った（後掲）</p> <p>・平成17年度譲渡予定施設は、社会保険庁時代に廃止した施設または更地であり、経営実績等を考慮する余地はなかった</p> <p>・平成17年度売却物件を市場性によりグルーピングして売却スケジュールを策定し、4回に分け適切な時期に所定事項の官報公告掲載を実施した。平成17年度売却施設の内、稼働中の施設は「日田社会保険健康センター」のみであったが、同施設については清算業務及び従業員の雇用を配慮して公告・引渡スケジュールを調整した。</p> <p>・平成17年度売却予定物件は、全て一般競争入札にて譲渡した。</p> <p>・不落となった施設については施設劣化防止のため管理運営の委託可能性を検討し、検証のため具体的な診断依頼も行った。この課程を踏まえ管理運営委託の公募プロポーザルを実施のうえ委託先を選定し、資産価値の維持向上を図った。また、売却困難な施設についてはマーケット情報の把握に注力した。</p> <p>17年度不落物件については18年度早期に売却する計画としており、買受需要の発掘を行う。</p> <p>・17年度において対象施設はなかった。</p> <p>・17年度において対象施設はなかった。</p> <p>・施設譲渡における一般競争入札の実施にあたっては、事前に予定価格検討会議を開催のうえ、機構への出資時の不動産鑑定評価額に基づいて売却予定価格を設定した。</p> <p>・今期引渡済み物件は全て、引渡日迄の決済金振込により対価を受領した。</p> <p>・施設譲渡の対価支払いにおいて未収金はない。</p> <p>・17年度において対象施設はなかった。</p> <p>・平成17年度の譲渡施設は、社会保険庁時代に既に廃止された施設および更地が中心であった。営業継続しているなかでの譲渡となった「日田社会保険健康センター」については施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼し一部職員について再雇用が図ることができた。</p> <p>・施設の廃止に伴って、厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等へ情報提供を行った。</p> <p>・上記の取組を通じて、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮を行った。</p> <p>・すべての地方公共団体等に対して買受需要・今後の利用形態等につきアンケート調査を行い、要望のある先及び当方が必要と考える先には現地に赴き面談の上で相談を行った。</p> <p>・また、相談を行った結果内容については買受者等へ情報提供を行った。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 年金福祉施設等の譲渡又は廃止については、年度計画は、それぞれ達成されている。</p> <p>○ 一応実績としては予定を上回っており評価できるが、やはり想定されたこととは言い、半数以上が不落となった点についての今後の対応策が求められる。</p> <p>○ 不動産市場を見ると良い時期に物件が売れ貯えができたと考えられるが、テストマーケティングとしての課題抽出を更に行うことが望ましい。</p> <p>○ 17年度はテストマーケティングとの位置付けという面もあり安売りを避けるという意味も考えられるが、5年間という限られた期間の中で入札機会を有効に使っていくという観点から一層の活動強化が必要である。</p> <p>○ 土地売却において、出資価格と売却価格との間で大幅な利益が出た部分は評価できるものの、不落が11件あり目標は充分達成できなかった。</p> <p>○ 入札当初計画（法人の責任ではないかもしれないが）が甘かったため、十分な落札実績ではなく、土地の売却で収益の実績を補った形と見受けられる。ただし、計数実績も必要なので、土地の売却による実績での補いはやむを得ない。</p> <p>○ 平成17年度は既に廃止が決定された物件が対象であり、雇用の問題がそもそも無いため、重要な考慮点である雇用への配慮について評価できないが、それ以外の事項について、現時点で出来る限りの対応をしている。</p> <p>○ 雇用の件に関して、ハローワークで対応しているがこの点は、その後の結果に注目すべきである。</p>	

評価シート（6）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。 ② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。</p>	<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値の保全、向上、効率的な経営及び効果的な運営を行うためには現状を把握し、その上で専門家の知見を活用する必要があることから、平成17年度においては、三井不動産、山田&パートナーズ及び山田ビジネスコンサルティングに委託して、事業を行っている施設に関する事業及び不動産に係るデューデリジェンスを実施した。今後、この結果に基づき、事業価値の向上、最適用途の検討を行い、個別に出口戦略を確定する作業を行っていく。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、運営委託先との委託契約において、委託先に常に善良なる管理者の注意をもって実施することを義務づけるとともに、これを怠り、又は委託先職員の故意若しくは重大な過失等により損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならないこととしていることにより、その適切な維持管理を担保している。 ② 施設の整備については、基本的に現場である施設の委託先が検討した内容について、当機構に協議のうえ、必要なものを実施することとしているが、その考え方として、緊急災害等による被害、利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるもの及び法令等に抵触するおそれがあるものの整備について機構の負担によって行っている。特に、今年度においては、建設物の吹付けアスベストのばく露が社会問題となり、当機構においても国から出資を受けた施設について、所要の調査・措置を講じた。 ③ また、施設機能の維持管理のための整備については、委託契約において、委託契約先の負担において実施している。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料 7></p> <p>（3）運営の停止等 経営を継続することが不適切と認められる施設を特定の上運営を停止（運営委託契約の解除）した。 また、委託先から事業廃止の申し出があった施設についても譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう新たな委託先を選定するなどの方策を講じ、適切な維持管理を行うこととする。</p> <p>国から出資を受けた時点で営業を停止していた施設等については、早い時期に譲渡を行う予定であったこと等から、機構自ら、電気、水道、回線、機械警備、火災保険・賠償責任保険等の契約を行い、最低限の管理体制とした。 委託先公益法人より経営委託解約の申し出のあった「社会保険京都健康づくりセンター（ペアーレ京都）」および「厚生年金神明苑」について、施設閉鎖を回避し、施設譲渡までの期間、事業価値の維持向上を図ることを目的として機構ホームページを利用した公募プロポーザル方式にて広く民間から管理運営の受託者を募った。その結果、ペアーレ京都については東京建物株式会社に、神明苑については社会福祉法人福授園にそれぞれ委託することとした。 また、同様に「保険福祉センターヘルシーパル船小屋」「国民年金健康保養センターたるみず」および「名古屋健康づくりセンター」について不動産価値の劣化防止を目的として公募プロポーザル方式にて管理委託の受託者を募り、船小屋は株式会社ビケンテクノに、たるみずは株式会社九州ダイケンに、そしてペアーレ名古屋は日本土地建物株式会社にそれぞれ委託することとした。</p>

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
<p>・年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。</p> <p>・施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。</p> <p>・経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。 ・運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・譲渡するまでの間、年金福祉施設等の資産価値の維持改善、効率的な経営及び効果的な運営を行う必要があることから、現状把握並びに事業価値・不動産価値の改善可能性の検討を目的として、事業及び不動産に係るデューディリジェンスを総合アドバイザーと共同で実施した。この調査結果に基づき、事業価値向上策や不動産としての最適用途に向けた検討を行い、個別に出口戦略を確定する作業を行った。</p> <p>・施設からの申し出に対し受動的に対応するだけでは限界があることから全施設を対象に不動産調査を実施し、施設毎に対応が必要な事項を把握した。 今年度については、社会保険庁と共同で建設物の吹付けアスベストに係る調査・措置等を講じた。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 基盤を作る上で一応評価できる。 ○ 民間の活用は、今後の参考となるものと思う。 ○ 全施設を対象に調査を実施し、今後の展開に向けた起爆剤とすべく戦略的な展開を行っている。 ○ 資産価値を高めるために適切な企業に運営委託をスピーディーに実施して不動産価値の向上に務めた点は高く評価できる。 ○ 運営停止の申し出があった施設に関して、ハード面、あるいはソフト面での民間委託を模索されるなど、様々な工夫がなされている。 ○ 資産価値及び事業価値の向上に向け、全体にわたる現状分析を行ったこと、また、運営困難な施設についても、機構自らが新たな委託先を見だし維持管理に努めていることは高く評価できる。</p>	

評価シート（7）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。</p>	<p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。</p>	<p>5 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。 また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。</p>	<p>5 買受需要の把握及び開拓 (1) 17年10月の機構設立後、まず、譲渡対象施設が宿泊施設（都市型・郊外型）、有料老人ホーム、フィットネス・カルチャー、医療関係施設に大別されることから、首都圏において同業として①ホテル・旅館業界、リゾート業界、②介護業界、老人ホーム・福祉施設業界、③フィットネス業界、カルチャー業界、メディア業界、④医療法人、医療コンサルタント業界、等々から各業界に関する情報を収集し、譲渡施設に対する各業界の見方・捉え方を把握することに注力した。また、上記業界各社のほか不動産業界、建築業界、投資家（金融機関・商社・ファンド）へも対象を広げ、買受需要の把握に努めた。 (2) 一方、18年1月以降のアドバイザーによるデューデリジェンスへの立会いで各施設現場（対象268施設）を同行して廻る傍ら、機構業務内容を地元で周知するため、地方公共団体、金融機関（都銀・信託支店、地銀・第二地銀本支店等）、施設元施工ゼネコン、地元有力企業等を徹底して訪問し、併せて買受需要の開拓に関する協力についても要請した。また、既に意向表明のあった買受検討先の企業等へも訪問し、先方ニーズの把握と施設内容の説明に注力した。この結果、協力要請先を通じて広範な買受検討先の情報が順次もたらされるようになり、また、その買受希望先のニーズに基づき、他地区における同種の買受需要の開拓に着手するところとなった。 (3) 個別の施設事業の経営状況については、アドバイザーによる事業デューデリジェンスにより把握し、各数値の業界水準値等との比較により改善可能性を見極めることとした。複数施設の一括での売却の可能性については今後検討を行う。</p>

評価の視点	自己評定	S	評定	A
<p>・譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。</p> <p>・買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・機構設立後、譲渡対象施設の類型と同業者から各業界に関する情報を収集し、施設に対する各業界の見方・捉え方を把握することに注力した。また、アドバイザーによる事業デューデリジェンスへの立会いで各施設（対象268施設）を廻る傍ら、網羅的に地方公共団体、金融機関、買受希望先企業等を訪問し、当機構業務内容を地元で周知する活動及び意向調査・情報収集に注力した。</p> <p>・個別の施設事業の経営状況については、アドバイザーによる事業デューデリジェンスにより把握し、各数値の業界水準値等との比較により改善可能性を見極めることとした。複数施設の一括での売却の可能性については、今後検討を行う。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 買受需要の把握、開拓について、十分な対応をしている。</p> <p>○ 地方公共団体等から情報収集を適切に行っており、又、情報収集の方法も適切である。</p> <p>○ 出来るだけ広く買受先を求めることを期待する。</p> <p>○ 今後の実績に結びつくことを大いに期待したい。</p> <p>○ デューデリジェンスへの全立会など、情報収集に努めたことは評価できるが、情報収集について高い評価をつける特別の事由が見当たらない。</p>	

評価シート（８）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>4 情報の提供 (1) 機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。</p>	<p>4 情報の提供 (1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供 (1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関する次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成17年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供 (1) 機構のホームページを開設し、以下の情報につき情報提供を行った。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成17年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め</p> <p style="text-align: right;"><添付資料 8></p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関して、ホームページを活用し、以下の情報について積極的かつ適切に情報提供を行った。 ①譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等をホームページにて情報提供を行った。 ②入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページにて周知を図った。 ③入札結果に係る情報の公開基準を策定し、入札募集要綱にも記載するなど周知徹底を図った。入札結果については落札者の了解が得られた事項をホームページに掲載した。 今後、買受希望者へのよりスピーディーな情報提供体制につき、整備を図っていく。</p> <p>(3) 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページにて情報公開を実施した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>機構の運営状況等に関する概ね次の情報をホームページ等に掲載し、積極的かつ適切な情報提供を行ったか。</p> <p>① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p> <p>譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。</p> <p>① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・機構の運営状況等に関する情報については、設立初年度において提供できる情報を、適宜ホームページに掲載し、積極的かつ適切な提供を行った。なお、事業報告書、財務諸表等の情報については、平成17年度決算等が確定しだい、速やかに情報提供を行うこととしている。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ IT手段の活用など、十分かつ効率的な情報提供の手法を模索されている。 ○ 情報提供についても、最大限の努力を行っている点は評価できる。 ○ わかりやすいホームページの作成等、努力の跡が見られる。更なる充実を期待したい。</p>	
<p>譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報は、ホームページ上に体系立てて提示した。種別、県別、機能別に検索可能となり閲覧者の見やすさに配慮した。また、同情報を冊子、電子媒体（CD-R）でも作成し、買受希望者へ配布した。</p> <p>・また、「平成17年度実績及び平成18年度計画の概要等について」として、記者会見を行うとともに、ホームページ上に提示し、情報の提供を行った。</p>				

評価シート（9）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 平成17年度の予算、収支計画及び資金計画に対する予算執行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 機構設立当初の運営経費への対応として、借入限度額の範囲内で借入を行った。 ・借入額 166百万円</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし</p> <p>第6 剰余金の使途 平成17年度における剰余金（収入－支出）の使途は、来年度の運営経費及び国庫納付金である。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>・経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。</p> <p>・年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。</p> <p>・上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p> <p>・短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。</p> <p>・借入金の償還は、適切に行ったか。</p> <p>・剰余金の使途は適切に処理されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・中期計画の予算策定にあたっては経費節減を見込んだ。業務経費において17年度予算対比で23億円の削減となった。これは、アスベスト等各種調査費用が先送りとなったことによる6億円、災害復旧作業が不要となったことによる8億円、業務委託費用の支払い時期が18年度にずれ込んだことによる5億円及び不動産登記費用が先送りとなったことによる2億円が削減されたことが主な要因である。</p> <p>・平成17年度の譲渡施設は、既に事業を停止していることから、市場に晒しその反応を見よとの位置づけで実施し、また、原則として出資価格を下回る予定価格の設定は行わなかった。この結果、8物件が落札され、11物件については不落・不成立となり、施設譲渡に係る収入は当初予算を下回った。落札した8物件の落札価格総額は48億円で、出資価格対比で198%となった。</p> <p>・予算、収支計画及び資金計画の各費目に関する差異に関しては、その発生理由を把握しており特段問題は無い。</p> <p>・短期借入については、機構運営のための必要最低限の額についてその都度借入れを行った。借入金の償還は、借入時の予定どおり平成18年3月31日に行った。</p> <p>・剰余金の使途については、来年度の機構の運営経費として留保するとともに、法令に基づき所定の額を国庫納付金として納付することとして適切に処理された。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 譲渡収入も当初予算と比較して上回っており適切に処理された。</p> <p>○ 出資資産額に対し、落札額が大幅に上回った物件があったことは結果として大きな効果といえる。</p> <p>○ 剰余金の処理についても適正に行われた。</p> <p>○ 解体経費が使われなくなった点が大いに評価出来る。事業継続というスタンスで今後もできるだけ推進していくべきであろう。</p> <p>○ 収支は結果なので譲渡実績、経費実績と同じ評価である。</p> <p>○ 業務経費の予算差異23億円の主な事由は左記のとおり、業務先送り及び外的要因によるところが大きい。</p> <p>○ 年金福祉施設等は税金ではなく年金資金で設立されたものであることから、受給者の利益を第一に考えるスタンスを忘れてはならない。</p>	

円

評価シート（10）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 人事に関する計画 ・勤務成績を考慮した人事評価について 譲渡専門職員の勤務成績を考慮した人事評価については、その具体化について検討している。また、一般職員の勤務成績を考慮した人事評価については、国家公務員の評価制度に準じて行うこととしている。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>・勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。</p> <p>・常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・機構の人事評価は、①一般職員については国家公務員に準じた評価を行い、②専門職員については民間に準じ成果主義に基づく評価を行う方針としている。平成17年度の対象期間6ヶ月の評価については18年度に実施する。</p> <p>・常勤職員数の抑制については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月27日閣議決定）を踏まえ、国家公務員に準じた人員削減を行う計画を策定し、適正に取り組んだ。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 人事に関する計画等について、計画どおりにおおむね実施しており、適切な対応がなされている。</p> <p>○ 機構が発足してまだ半年であることから、十分な評価は難しい。</p> <p>○ 人事評価の方針を定めたが、その具体化実行は18年度からとのことであり、計画に照らし、高い評価はつけがたい。</p> <p>○ 5年という有限の職員の皆さんのその後を考えておく必要がある。</p>	

評価シート（11）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算終了後、速やかに納付すること。</p>	<p>3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付する。</p>	<p>3 国庫納付金に関する事項 国庫納付金については、決算時に額の確定を行い、来年度において、決算終了後できるだけ速やかに納付する。</p>	<p>3 国庫納付金に関する事項 厚生年金勘定において法令に基づき国庫納付金額を確定し、納付金については決算終了後できるだけ速やかに納付することとしている。</p> <p style="text-align: right;">< 添付資料 9 ></p>

評価の視点	自己評定	S	評定	A
<p>・国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算終了後できるだけ速やかに納付することができたか。</p>	<p>(理由及び特記事項) ・平成17年度決算時においては、厚生年金勘定において、法令に基づき適切に額の確定を行うこととしている。納付金については決算終了後できるだけ速やかに納付することとしている。</p>		<p>(理由及び特記事項) ○ 国庫納付金の納付に関する事項について、適切な対応がなされている。 ○ 当初予定になかった国庫納付金（12億8千万円）を納付することは、特筆に値する。 ○ 国庫納付金は収支の結果を反映したものであるため、収支の評価と同じ評価である。</p>	

評価シート（12）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>3 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。</p>	<p>(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。</p>	<p>4 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会を設置し、その意見を聴いて定める。</p>	<p>4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項 外部の有識者として学識経験者および不動産業経験者の三氏（松田昇法律事務所 弁護士 松田 昇氏、株式会社ゴールドクレスト代表取締役社長 安川秀俊氏、及び 一橋大学 大学院教授 安田 隆二氏）を諮問委員とする譲渡業務諮問委員会を設置し、17年12月および18年3月に諮問委員会を開催した。諮問委員会においては、「買受け側にとり入札額の設定が難しい物件などは買受けの基準となる価格を提示する必要がある」、「現在個々に行っている入札につき複数物件をまとめて一括売却を行うことも早期に検討すべき」等の意見が出され、活発な議論が行われた。（内容をホームページにて開示） 同委員会については、今後具体的な売却結果を評価するため四半期に一回程度の頻度で開催予定である。委員会設置要綱では委員の定員を5人以内としていることから、今後の業務の状況を見つつ増員を検討する。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料 10></p>

評価の視点	自己評定	S	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> 各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。 外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者等の三名の外部有識者を委員とする譲渡業務諮問委員会を設置し、17年12月および18年3月に諮問委員会を開催した。 諮問委員会において「買受け側にとり入札額の設定が難しい物件などは買受けの基準となる価格を提示する必要がある」、「現在個々に行っている入札につき複数物件をまとめて一括売却を行うことも早期に検討すべき」等の意見が出されるなど活発な議論が行われ、極めて有効に機能した。これらの意見については、適宜機構の運営に反映している。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大変良い手法で評価されている。委員会の内容も開示されており、今後に期待する。 外部の有識者からなる機関に関する事項について、適切な対応がなされている。 学識経験者や有識者による適切な意見聴取は極めて重要であることから、更に有効活用を図るよう、引き続きその活動に期待したい。 まだ有効かどうかの業績がないので、一応の評価とする。 「委員会の設置、委員会の開催、意見を聴いて譲渡方法を定める」といった目標、計画に対しては3つがクリアされていれば計画達成、どれかが欠けていればC又はDと評価されるのではないかと。この3つが当年度に実行されており、結果は翌年度の評価となると考えられる。 	

評価シート（13）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。</p>	<p>(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。</p>	<p>5 保有する個人情報の保護に関する事項 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。</p>	<p>5. 保有する個人情報の保護に関する事項 ・保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、保有個人情報の適切な管理を行った。</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>・保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。</p>	<p>(理由及び特記事項) ・「保有個人情報管理規程」等を定め職員への研修を行うとともに、保有個人情報については適切に管理を行った。</p>		<p>(理由及び特記事項) ○ 中期計画に概ね合致する内容を適切に行っている。 ○ 機構の保有する個人情報の保護に関する事項について、適切な対応がなされており、引き続き適切な管理を行われない。 ○ 当然のことを行っているだけなので、通常の評価とする。</p>	

評価シート（14）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>5 厚生年金病院については、平成17年度中に厚生労働省及び社会保険庁が作成する整理合理化計画を踏まえ、対応すること。</p>	<p>(4) 厚生年金病院については、平成17年度中に厚生労働省及び社会保険庁が作成する整理合理化計画を踏まえ、対応する。</p>	<p>6 厚生年金病院については、平成17年度中に厚生労働省及び社会保険庁が作成する整理合理化計画を踏まえ、対応する。</p>	<p>6 厚生年金病院については、厚生労働省及び社会保険庁から整理合理化計画が示されていない。</p>

評価の視点	自己評定	—	評定	—
	(理由及び特記事項)		(理由及び特記事項)	

評価シート（15）

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>6 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。</p>	<p>(5) 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。</p>	<p>7 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。</p>	<p>7 終身利用型老人ホームについては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果が示されていない。</p>

評価の視点	自己評定		評定	
	<p>— (理由及び特記事項)</p>		<p>— (理由及び特記事項)</p>	